

国家戦略特別区域 区域計画

目 次

1. 東京圏	国家戦略特別区域	区域計画	1
2. 関西圏	国家戦略特別区域	区域計画	9
3. 養父市	国家戦略特別区域	区域計画	13
4. 沖縄県	国家戦略特別区域	区域計画	15

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略民間都市再生事業

内容：民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点を整備する。【平成27年2月に着工予定】

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、所有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙1～3のとおり決定又は変更する。【平成27年10月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区） 別紙1

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙2
- ・東京都市計画道路港歩行者専用道第8号線 別紙3

- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙4のとおり変更する。

【平成28年1月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区） 別紙4

- ③ 三井物産株式会社及び三井不動産株式会社が、大手町一丁目地区において、ビジネス交流、MICE機能の強化に資する多目的ホール及び世界最高水準の宿泊等の国際交流施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙5の

とおりに変更する。【平成 28 年 7 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町一丁目 2 地区） 別紙 5

- ④ 独立行政法人都市再生機構が、東京メトロ日比谷線神谷町駅から霞ヶ関駅間において、国際的なビジネス・交流拠点形成を支える都市基盤として新駅を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 6 のとおりに変更する。【平成 28 年に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市高速鉄道第 2 号線 別紙 6

- ⑤ 森ビル株式会社及び野村不動産株式会社が、虎ノ門一丁目地区において、東京メトロ日比谷線新駅の整備に併せ、バスターミナル、歩行者ネットワーク、国際的なビジネス・交流施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 7～10 のとおりに決定又は変更する。【平成 29 年 2 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目 3・17 地区） 別紙 7
- ・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙 8

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業 別紙 9
- ・東京都市計画虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙 10

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 M I C E 及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 5 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる)

- ① 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等

- ・丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第 5 号線 (別添 1)

- ② 一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会

- ・東京都道新宿副都心四号線・十二号線 (別添 2)

- ③ 一般社団法人大崎エリアマネージメント等
 - ・大崎駅東西自由通路・夢さん橋（別添3）

- ④ さかさ川通りーおいしい道計画ー
 - ・蒲田駅周辺街路（別添4）

(4) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）
 - （例） クローン病や膠原病等の治療薬など
- ② 独立行政法人国立がん研究センター（東京都中央区）
 - （例） 東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR（画像下治療；画像診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称）等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）
 - （例） 東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など
- ④ 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）
 - （例） 大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など
- ⑤ 学校法人順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）
 - （例） 呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など
- ⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学（東京都文京区）
 - （例） 全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関節リウマチに対するリツキシマブ療法など

(5) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

- ① 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）が、がん研有明病院（東京都江東区）において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん（大腸、食道がん等）へ応用し、治療を行う等のため新たに病床 10 床を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ② 医療法人社団混志会 瀬田クリニックグループ（東京都千代田区）が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点（新規病床 19 床）を整備する。【平成 28 年中に実施】
- ③ 医療法人社団葵会（東京都千代田区）が、川崎南部病院（川崎市川崎区）において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端医療、バイオセラピー（がん免疫療法）、国際医療交流（医療ツーリズム）等を実施するため、ハイブリッドオペ室（新規病床 20 床）を整備する。【本年度から実施】
- ④ 公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院（横浜市金沢区）に専用病床（新規病床 20 床）を確保する。【平成 28 年中に実施】
- ⑤ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、クローン病や膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 18 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】
- ⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。【平成 28 年度中に実施】

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において外国医師を新たに受入れ、全ての外国人患者に対する診療を実施する。【平成 27 年 12 月から実施】

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）：イギリス人 1 名
- ② 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）：アメリカ人 1 名、フランス人 1 名
- ③ 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院（東京都中央区）及び同病院附属クリニック聖路加メディローカス（東京都千代田区）：アメリカ人 2 名

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルール of 周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【1 月末に設置】

- i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）
- ii) 設置場所：都心 3 区（千代田区、中央区、港区）のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか 1 箇所
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営推進会議（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
 - ・事務責任者（1 名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。

- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
- ・弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
- ・セミナーの開催 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後6時までとする。

東京都が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策、「ビジネスコンシェルジュ東京」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【4月1日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）本部7階（アーク森ビル：東京都港区赤坂1-12-32）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・事務責任者（1名）は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
 - ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認

められる職員又は専門家を各省庁（日本年金機構など各省庁所管法人含む）及び東京都が配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
- ・センターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
- ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送
- ・セミナーの開催によるセンターの取組の広報 等

v) その他：センターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時30分から午後5時30分までとする。（但し、企業の需要等を踏まえたサービス提供体制を構築する観点から、半年後に、必要に応じ、運営委員会において、この規定を見直すこととする。）

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

1 国家戦略特別区域の名称

「関西圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は適応外のものすべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、スピーディーに先進医療を提供できるようにする。

① 大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）

(例) 卵巣癌治療薬など

② 独立行政法人国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）

(例) 皮下植込み型除細動器、手術支援ロボット「da Vinci」による心臓手術など

③ 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）

(例) 咽喉頭癌に対する経口的ロボット支援手術法など

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

公益財団法人先端医療振興財団が、世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「(仮称) 神戸アイセンター(神戸市中央区)」内に眼科病院(新規病床30床)を開設する。【平成27年中に着工し、平成29年度当初の開業を目指す】

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

一般社団法人グランフロント大阪 TMO が、道路法の特例を活用し、グランフロント大阪内の道路空間において、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。

本事業に係る道路の区域及び施設等の種類は、別紙 1 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 5 条の施設等、別紙 2 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる。)

(4) 名称：歴史的建築物利用宿泊事業

内容：歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

一般社団法人ノオト（兵庫県篠山市）が、篠山市城下町地区等において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

(5) 名称：iPS 細胞由来の血小板製剤供給事業

内容：課税の特例措置活用事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例、iii) 固定資産税の課税標準の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

安全性が高く、安定供給が可能で、医療コストの低い血小板の輸血を実現するため、ヒト iPS 細胞から、血小板の元となる細胞（巨核球マスター・セル）を経て、高品質の血小板を大量生産する方法の研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 京都大学医学部附属病院内

c) 当該事業の実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 4 月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

iPS 細胞由来の血小板製剤製造に係る研究開発用細胞培養装置一式 等

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 1 条第 2 号ロ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う iPS 細胞由来の血小板製剤の製造は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置付けられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 株式会社メガカリオン（京都市左京区）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進が図られるとともに、まちなかのにぎわいの創出や古民家等の活用による都市の魅力向上を通じたイノベーションの推進が図られ、関西圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、大阪市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【1月初旬に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：グランフロント大阪 ナレッジキャピタル

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・ 地域のニーズ等を踏まえた効果的な事業運営を行うことを目的として、「雇用労働相談センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置し、センターは運営協議会の意見を尊重するものとする。
- ・ 運営協議会は、関西圏国家戦略特別区域に所在する経済団体及び労働団体、労働関係法令及び雇用指針に精通した学識者、大阪府、大阪市等で構成し、オール大阪で事業を推進する。
- ・ 施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「関西圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、運営協議会を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・ 事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
- ・ 代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・ 代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
 - ・ 社会保険労務士による個別訪問指導
 - ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・ セミナーの開催
- 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前11時から午後8時までとする。

養父市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「養父市 中山間農業改革特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第19条に規定する農地等効率的利用促進事業)

7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

- ① 有限会社新鮮組（愛知県田原市）〔営農作物：米等〕
- ② 株式会社近畿クボタ（兵庫県尼崎市）〔営農作物：米及び野菜〕
- ③ 吉井建設有限会社（兵庫県朝来市）〔営農作物：豆類及びハバネロ等〕
- ④ オリックス株式会社（東京都港区）及びやぶパートナーズ株式会社（養父市）〔営農作物：野菜等〕
- ⑤ ヤンマーアグリイノベーション株式会社（大阪府大阪市）〔営農作物：にんにく等〕
- ⑥ 株式会社姫路生花卸売市場（兵庫県姫路市）〔営農作物：リンドウ及び小菊〕
- ⑦ 株式会社マイハニー（養父市）（特例農業法人に移行）〔営農作物：れんげ等の栽培による養蜂〕

⑧ 株式会社アグリイノベーターズ（養父市）（特例農業法人に移行）〔営農作物：米や果樹等〕

（３）名称：農業への信用保証制度の適用 関連事業

内容：農業への信用保証制度の適用

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

養父市が、新たな制度融資を創設し、新たに設立された農業生産法人をはじめとする商工業とともに農業を営む中小企業者等が、兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。

（４）名称：歴史的建築物利用宿泊事業

内容：歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

一般社団法人ノオト（兵庫県篠山市）が、養父市大屋町大杉地区において、地域団体等と連携し、古民家等を活用した宿泊施設を営業する。

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において企業など多様な担い手が農業に参入し効率的・先進的な生産に取り組むとともに農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、中山間地における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「沖縄県 国際観光イノベーション特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii) 及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

i) 旭橋都市再開発株式会社

- ・モノレール旭橋駅周辺地区内の国道330号及び那覇市道泉崎牧志線

ii) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会

- ・国際通り沿線(県道39号)

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備や地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興が促され、沖縄県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。